

Ⅲ. 試験科目の一部免除等について

Q3. 免除申請についての審査は、どのように行われるのですか。

- A (1) 公認会計士試験の試験科目免除制度の趣旨は、公認会計士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を確実に有すると認められる者については、試験によってその有無を判定することを要さないとして例外的に免除を行うというものです。実際の免除の可否も、その趣旨に沿って決定されます。
- (2) 公認会計士試験の免除申請書には、免除の要件に該当することを証する書面を添付することとされており（公認会計士試験規則第5条第2項）、これら提出された書類に基づき、例えば、大学教授、准教授や博士の学位取得者の場合であれば、申請者の職に係る科目若しくは研究科目が、免除の要件となっている分野の学問（例えば商学、法律学）としての内容を備えているか否か等の観点から、免除の可否について、審査が行われることとなります。
- (3) なお、審査において、必要がある場合には、申請者に対して提出された申請書類の記載内容の確認を行うほか、追加書類の提出を求めることがあります。
- 免除申請に際しての提出書類については、Q6～Q8を参照してください。